

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

平成11年6月2日

<財政部>

第1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律が平成11年3月31日に公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正し、土地等の長期譲渡所得に係る個人市民税の税率の軽減や、市税に係る延滞金及び還付加算金の割合について特例措置を講ずるなどのほか、平成11年度全国高等学校総合体育大会に係る入湯税の課税免除について、必要な規定の整備をしようとするものである。

第2 改正内容について

改 正 内 容	適用関係																
1 個人市民税 <p>(1) 所得控除額の引上げ（特定扶養控除） 特定扶養親族に係る控除額を、現行の43万円から45万円に引き上げる。 (第36条の2関係)</p> <p>(2) 土地等の長期譲渡所得に係る個人市民税の税率の軽減 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間の土地等の長期譲渡所得に係る個人市民税の税率を軽減する。（附則第22条関係）</p> <table border="1" data-bbox="213 1209 1131 1453"> <thead> <tr> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 正 案</th> </tr> <tr> <th>特別控除後の譲渡益</th> <th>税率</th> <th>特別控除後の譲渡益</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6千万円以下の部分</td> <td>4%</td> <td>一律</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>6千万円を超える部分</td> <td>5.5%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現 行		改 正 案		特別控除後の譲渡益	税率	特別控除後の譲渡益	税率	6千万円以下の部分	4%	一律	4%	6千万円を超える部分	5.5%			平成12年度分から適用 平成12年度分及び平成13年度分について適用 平成12年度分の申出分から適用
現 行		改 正 案															
特別控除後の譲渡益	税率	特別控除後の譲渡益	税率														
6千万円以下の部分	4%	一律	4%														
6千万円を超える部分	5.5%																
2 固定資産評価審査委員会制度の改正 <p>(1) 審査手続の合理化 審査申出事項を固定資産の価格とする。</p> <p>(2) 委員の定数に係る要件の合理化 委員の定数は3人以上とし、市町村の条例で定めることとする。</p>																	

改 正 内 容	適用関係
3 市税に係る延滞金及び還付加算金の割合について 現下の金利情勢等を勘案し、暫定的な措置として、延滞金(年7.3%の割合の部分に限る。)及び還付加算金の割合について、各年の前年の11月末日の公定歩合に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年内においては、当該公定歩合に年4%を加算した割合とする特例措置を講ずる。(第16条、第43条の2、第45条の5、第45条の6、第45条の7の2、第45条の18、第63条の2、第90条、第93条、第118条の10、第118条の12、第126条、附則第3条の2関係)	平成12年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用
4 入湯税の課税免除関係 (1) 入湯税の課税免除 平成11年度全国高等学校総合体育大会(平成11年8月1日~8月20日)の開催に伴い、当該大会の開催意義に鑑み大会期間中における大会関係者の入湯税を免除する。	(附則第15条の2関係)
(2) 課税免除の期間及び範囲 入湯税の課税免除の期間及び対象範囲については、次に掲げる期間及び範囲とする。 ① 課税免除の期間 平成11年7月28日から8月22日まで ② 課税免除の範囲 選手、監督、役員及び観察員	

第3 施行期日

公布の日から施行する。